

令和2年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 烏森住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童健全育成事業を運営していく上では、職員個人の想いだけでなく、公的機関として、子どもの健全育成に欠かせない活動を日々実践していくよう職員一同努めているため。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	児童に対し、発達段階を踏まえながら保育に当たり、子ども達が楽しめるような場となるよう日々努めている。また、家庭とも児童の様子を共有し、各家庭と連携を図りながら児童支援のサポートに努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○安心安全に過ごせる場である事を大前提とし、その上で子ども達が主体的に活動できるような環境作りに努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○社会全体で児童の育成を支援するものと捉え、日頃から家庭・学校・子育て支援課・地域関係者との連携を行なっている。特に、保護者との連携は、児童支援だけでなく、子育てと就労の両立を図るものでもあるため、保護者が安心して預けられる施設を目指している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○保育活動の振り返りを毎日行い、保育・支援員の質の向上に取り組んでいる。また、定期的に職員会議を行い、支援員としての基礎的な考えを確認し合うようにしているため、研修等にも参加し研鑽している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもが自分の想いを発言できるような環境作りに努め、子どもの人権を尊重している。支援員としての責任を全うするために研修へ参加し、自己研鑽を怠らないようにしている。また、利用者の個人情報等が漏えいする事が無いよう管理を徹底している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組む、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○支援員による児童への影響力を強く自覚し、日頃の言動について職員全体で注意している。子ども・保護者へ不安を与えてしまう事が無いように、丁寧な言葉遣いや対応を常に心掛けている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実を常に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情を受け付ける窓口を掲示・周知している。苦情対応についても、法人本部・子育て支援課と連携し、苦情解決に向けて取り組むようになっている。また、内容についても法人内で共有するようにし、事業内容の向上に活かしている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○毎日保育の振り返りを実施し、記録に残しているため、その日不在の職員も日々の様子を把握できるようにしている。全職員が共通認識を持つ事で、対応に差を生み出さないようにし、事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	児童の特性や学年、障害の有無等により、児童一人ひとりの発達段階に合わせた活動が育成支援では重要であると感ずる。それを実現させるために、日頃から児童一人ひとりの特性を理解するよう努めている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○学童保育クラブの利用者は児童と保護者であると捉え、児童が安心して通い続けられる事、保護者が安心して仕事に向かえるようにする事を守るために、一人ひとりの心身の状態を常に気にかけて、施設運営を努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子どもが楽しく、安全に、安心して学童保育クラブに通えるようにするために何が大事であるか日頃から振り返り、支援を行うようにしている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害を1つの個性として捉え、児童一人ひとりが持つ特性と認識している。児童の個性を踏まえた支援を行い、集団生活の場で共に成長できるようサポートしている。また、受け入れの際は、保護者との面談の機会を設け児童の個性を把握すると共に、関係機関と連携している。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○集団の中で共に成長していけるよう、個性を踏まえた活動計画を立てるようにしている。また、児童の特性を日頃から見守り、特性を正確に把握し、関係機関との連携をスムーズに図れるようにしている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○虐待の疑いがある児童を発見した際は、速やかに関係機関へ報告・相談をするようにし、適切な対応を行えるようにしている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○特別な支援を必要とする児童を発見した際は、速やかに関係機関へ報告・相談をするようにし、適切な支援を行えるようにしている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○利用者の個人情報が漏えいすることがないよう管理を徹底している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○出欠管理は事前に受け、変更がある場合は保護者と直でやり取りを行い、間違いが起こらないよう徹底している。子どもの様子は連絡帳やお迎え時に丁寧にお伝えをする。定期的に保護者会を開いて様子を伝えたり、父母連絡会に出席したりと、保護者との交流を積極的に図りながら伝えている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者対応は丁寧に行い、温かい気持ちを持って接している。保護者から相談があった際は面談の機会を設け、保護者の想いを受け止めるよう努めている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○年に数回保護者参加行事を計画し、学童事業への理解を深める機会としている。共に楽しく盛り上がる事で良好な関係を築き、協力関係を作る事に努めている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	保育の振り返りを日々行う事で、児童の課題を明確にし、児童が見通しを持って活動に移せるよう計画を立てている。目標や計画は保護者へも共有し、学童事業の理解を深めて頂くと同時に、スムーズな連携を図れるようにしている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	打ち合わせを毎日行い、子ども達が安全に楽しく過ごせるようにしている。おやつや日誌等、学童保育クラブの運営に必要な業務を把握し、各職員に割り振りを行なっている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	現在小学校とは、重要な情報の共有は常日頃行なっているが、児童の様子について定期的に情報交換をする場が設けられるなど連携を強化していきたい。学校施設の利用では、ランドセルひろは利用や体育館利用ができています。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との情報共有で知れた情報は学童保育クラブでの個人情報の取り扱い方と同様に扱い、秘密保持を徹底している。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	同じ建物内にある桑の実中目黒保育園とは子ども同士の交流会や、職員同士による情報共有を行なっている。新1年生の小学校入学前の様子は保護者からの聞き取りを行なっている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	児童館や住区会議等、日頃から地域との関わりも大切にしている。保育活動の中でも児童館や公園を利用し、学童保育クラブの活動を通じて地域との交流の場を広げている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	小学校の校庭(ランドセルひろは)や体育館を利用する際は、小学校のルールを確認し、ルールの下で利用している。利用後は、お礼と共に、子ども達も楽しんでた等と様子をお伝えし、良好な関係を築くよう心掛けている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	近隣の鳥森児童館を活用している。児童館とは密に連携を取り、定期的に情報交換会の場を設け、利用方法の確認や児童の様子等を共有している。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	感染症拡大を防止するために消毒作業に取り組み、児童が感染症に対して理解を得られるよう日常の中で伝えている。感染症等の発生時の対応についても、関係機関と連携して適切な対応を行えるようにしている。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	事故や怪我が起こった際に対応するためのマニュアルを配布・説明をし、職員が対応できるようにしている。保育中は職員が分散し、危険箇所や危険行動に予め気付き、事故・怪我防止に努めている。
	(3)防災及び防犯対策	○	災害時のマニュアルを職員へ配布し、定期的に読み合わせ・訓練を行い、随時適切な対応を検討している。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	学童から自宅までの帰宅ルートを確認し、正しいルートで帰るよう指導をしている。ルートに危険箇所が無いかの確認を関係機関と連携して行なっている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1)施設	○	放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。
	(2)設備、備品等	○	放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。
19 職員体制	(1)職員配置	○	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	定期的健康診断を実施し、社会保険も完備である。職員が意欲的に就業できるよう、職員が考えを発信しやすい風通しの良い環境を目指している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。